

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年 9月19日
【会社名】	三谷産業株式会社
【英訳名】	MITANI SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 饗庭 達也
【本店の所在の場所】	石川県金沢市玉川町1番5号
【電話番号】	(076)233-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務担当 西野 誠治
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市玉川町1番5号
【電話番号】	(076)233-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務担当 西野 誠治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 260,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三谷産業株式会社 東京本社 (東京都千代田区神田神保町二丁目36番地1 (住友不動産千代田ファーストウイング)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) (注) 上記のうち、東京本社は法定の縦覧場所ではありません が、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としてお ります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成26年9月19日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,000,000株	260,000,000	130,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,000,000株	260,000,000	130,000,000

(注) 1. 本募集は、住友不動産株式会社(以下、「住友不動産」といいます。)を割当先として行う第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は130,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
260	130	100株	平成26年10月9日(木)	-	平成26年10月10日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

4. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
三谷産業株式会社 企画本部	東京都千代田区神田神保町二丁目36番地1 住友不動産千代田ファーストウイング4階

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北陸銀行 金沢支店	石川県金沢市南町五番二八号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
260,000,000	2,000,000	258,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりであります。

弁護士費用	500,000円
登記費用	1,200,000円
その他費用	300,000円

(2)【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
空調設備工事関連事業及び住宅設備機器関連における材料費・外注費・販売費及び一般管理費の支出	258,000,000	未定

(注) 1. 住友不動産とのさらなるパートナー関係の強化を目的とした本第三者割当増資の実施により、今後拡大が見込まれる大手ゼネコン等から当社が下請として受注する住友不動産施主の新築案件及び当社が住友不動産より元請として直接受注する大型リニューアル工事案件において発生する材料費・外注費・販売費及び一般管理費の支出に充当する予定であります。

なお、支出予定時期については、今後受注する案件数の増加は見込まれるものの、現時点において、受注時期が確定していないため未定としております。

また、受注確定後においても、住友不動産及び大手ゼネコン等からの追加工事受注による売上原価の増加や当社における原価削減などにより材料費・外注費・販売費及び一般管理費が大きく変動し、金額を確定することが困難であるため、費用発生の都度充当していく予定であります。

2. 支出予定時期までの資金管理につきましては、当社の銀行口座にて管理する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	住友不動産株式会社	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第81期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日） 平成26年6月30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第82期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日） 平成26年8月12日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	400,000株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術または取引等の関係	当社空調首都圏事業部及び当社子会社株式会社インフィルとの間において、空調・給排水衛生設備工事の設計施工や住宅設備機器の販売・設計施工の取引関係があります。	

（注） 上記は本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

住友不動産とは、当社空調首都圏事業部及び当社子会社インフィルが、長年、首都圏において、大手ゼネコン等から下請けとして受注した、住友不動産が施主である新築オフィスビル・マンションの空調・給排水衛生設備工事の設計施工、住宅設備機器の販売・設計施工を通じて関係を構築してまいりました。また、当社は、住友不動産との互恵関係構築を目的として、平成9年より、首都圏において住友不動産のオフィスビルに入居するとともに、平成13年に住友不動産の株式を購入し、それ以降随時買い増しを進めてまいりました。

さらに、ここ数年は、上記の新築案件に加え、施主・ディベロッパーから当社が直接受注し、当社の強みである提案力・設計力・調達力・施工力を発揮することで利益率の向上を図ることができるオフィスビルの空調設備を中心としたリニューアル工事案件への取り組みを強化すべく、専門組織を立ち上げ、元請として当社の責任のもと、リニューアル工事全体の安全衛生・品質・納期・コスト管理を推進してまいりました。その結果、住友不動産から元請として受注するリニューアル工事案件が年々増加してまいりました。

以上のことから、当社は、住友不動産と良好な関係を構築しており、ビジネス上重要なパートナー企業であると認識しております。

首都圏の事業環境としては、企業業績の回復・拡大や公共投資の増加に加え、東京オリンピック開催に向けた取り組み等により建設需要の増加が期待されるとともに、建物価値の向上及び事業継続計画への対応を目的としたリニューアル需要が拡大するものと想定されます。

このような状況において、当社としては、今後、売上高の拡大、利益率の向上等を推進していくためには、市場規模の大きい首都圏において、新築案件及び当社が元請となるリニューアル工事案件双方の受注拡大を図ることが必須であると考えております。そのためには、首都圏で多くのオフィスビルの賃貸及びマンションの販売を行っており、また、これまで多くの案件の設計施工実績がある住友不動産とのパートナー関係のさらなる強化を図る必要があるとの判断から、今般、住友不動産に対する本第三者割当増資を行うことといたしました。

こうしたことから、当社より本第三者割当増資について申し入れを行い、住友不動産と交渉した結果、当社との長年の取引関係を背景として、当社の今後の経営方針に対して深い理解を頂戴し、出資への賛同をいただきました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,000,000株

e．株券等の保有方針

当社は、住友不動産が、一層の関係強化の趣旨に鑑み長期的に当社株式を保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、住友不動産から、割当後2年間に於いて当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号または氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法その他株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）が必要と認める事項を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を当該株式の払込期日までに取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、住友不動産の第81期有価証券報告書（平成26年6月30日）及び第82期第1四半期報告書（平成26年8月12日）に記載されている売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、住友不動産が本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、住友不動産が東京証券取引所市場第一部に上場していることならびに住友不動産が同取引所に提出した平成26年7月23日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち「内部統制システム等に関する事項」において公表されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容の記載から、住友不動産及び住友不動産役員または主要株主が、暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資の発行価額につきましては、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日(平成26年9月18日)に当社株式の優先市場である名古屋証券取引所が公表した当社株式の終値(以下、「終値」といいます。)である1株268円に対してディスカウント率2.99%である1株260円といたしました。

なお、優先市場とは、複数取引所に上場している場合において、直近3か月間の売買高が多い市場と定義しております。

取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とした理由につきましては、

当社は、平成26年7月24日に平成27年3月期第1四半期決算短信を公表しており、直前営業日の終値が現在の当社の企業価値を最も適正に反映していると考えていること

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額を基準として決定することとされていること

から本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが適当であると判断したためであります。

また、ディスカウント率につきましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c . 割当予定先の選定理由」に記載いたしましたとおり、住友不動産とのパートナー関係の強化を図ることで、当社の企業価値が向上し、既存株主の皆様の利益拡大につながるものと判断しているものの、住友不動産は長期的に当社株式を保有する意向であることから、当社を取り巻く事業環境の変化や株式市場全体の下落等に伴う当社株式の株価下落リスクを勘案し、住友不動産と十分に協議したうえで総合的に判断して決定したものであります。したがって、割当予定先にとって特に有利な価額ではないと判断しております。

当該発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間(平成26年8月19日から平成26年9月18日まで)の終値の平均株価1株257円(小数点以下切捨て。以下同じ)に対して1.17%のプレミアム、同営業日から3ヶ月遡った期間(平成26年6月19日から平成26年9月18日まで)の終値の平均株価1株236円に対して10.17%のプレミアム、同営業日から6ヶ月遡った期間(平成26年3月19日から平成26年9月18日まで)の終値の平均株価1株221円に対して17.65%のプレミアムとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

なお、当社監査役4名(うち3名は社外監査役)のうち上記取締役会に出席した監査役4名全員も、発行価額は、上記のとおり合理的な判断に基づいて決定されており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に抵触するものではないことから、本第三者割当の発行価額は、割当予定先にとって特に有利な価額ではなく適法であるものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により新規に発行する株式数は1,000,000株であり、本第三者割当増資前の当社の発行済株式総数55,176,000株に対する割合が1.81%、平成26年3月31日時点の当社の総議決権数54,629個(当社は平成26年5月13日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました)が、平成26年3月31日時点の株主名簿においては単元株式数1,000株として総議決権数が算出されていることから、本第三者割当増資により増加する議決権数については、単元株式数を1,000株として算出しております。)に対する割合が1.83%であり、当社株式に一定程度の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c . 割当予定先の選定理由」に記載いたしましたとおり、本第三者割当により、住友不動産と当社とのパートナー関係の強化を図ることで、当社の企業価値が向上し、既存株主の皆様の利益拡大につながるものと判断しております。したがって、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
三谷 充	石川県金沢市	11,156,000	20.42%	11,156,000	20.05%
三谷株式会社	東京都千代田区西神田三丁目 8 番地 1 号	5,980,000	10.95%	5,980,000	10.75%
公益財団法人三谷育英会	石川県金沢市玉川町 1 番 5 号	4,702,000	8.61%	4,702,000	8.45%
三谷美智子	石川県金沢市	2,505,000	4.59%	2,505,000	4.50%
有限会社北都代行社	石川県金沢市昭和町16番 1 号	2,166,120	3.96%	2,166,120	3.89%
株式会社三谷サービスエンジン	石川県野々市市御経塚三丁目47 番地	2,007,000	3.67%	2,007,000	3.61%
公益財団法人三谷研究開発支援 財団	石川県金沢市玉川町 1 番 5 号	2,000,000	3.66%	2,000,000	3.60%
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目 2 番26号	1,169,400	2.14%	1,169,400	2.10%
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町 1 番地	1,169,400	2.14%	1,169,400	2.10%
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号	-	-	1,000,000	1.80%
計	-	32,854,920	60.14%	33,854,920	60.86%

- (注) 1. 平成26年3月31日時点の株主名簿に基づき記載をしております。当社は、平成26年5月13日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。平成26年3月31日時点においては単元株式数1,000株として総議決権数が算出されていることから、本第三者割当増資により増加する議決権数については、単元株式数を1,000株として算出しております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を平成26年3月31日時点の総議決権数54,629個に本第三者割当増資により増加する議決権数1,000個を加えた数で除して算出した割合であります。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の第89期有価証券報告書及び第90期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月19日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年9月19日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第89期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月19日）までの間において、以下の臨時報告書を平成26年6月20日に北陸財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成26年6月18日開催の当社第89期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役12名選任の件

取締役として、三谷充、饗庭達也、阿戸雅之、西野誠治、三谷忠照、道上和彦、森浩一、梶谷忠博、澤滋、中川景介、干場克英及び花田光世の12氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案				（注）1	（注）2
三谷 充	44,256	15	0		可決（93.96%）
饗庭 達也	44,176	95	0		可決（93.79%）
阿戸 雅之	44,256	15	0		可決（93.96%）
西野 誠治	44,256	15	0		可決（93.96%）
三谷 忠照	44,250	21	0		可決（93.95%）
道上 和彦	44,256	15	0		可決（93.96%）
森 浩一	44,256	15	0		可決（93.96%）
梶谷 忠博	44,256	15	0		可決（93.96%）
澤 滋	44,251	20	0		可決（93.95%）
中川 景介	44,251	20	0		可決（93.95%）
干場 克英	44,251	20	0		可決（93.95%）
花田 光世	44,250	21	0		可決（93.95%）

（注）1．決議事項が可決されるための要件は以下のとおりであります。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

2．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第89期）	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月20日 北陸財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 （第89期）	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年8月6日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第90期第1四半期）	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月7日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月19日

三谷産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 亘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永 貴雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小出 健治

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三谷産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷産業株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三谷産業株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三谷産業株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月19日

三谷産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 亘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永 貴雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小出 健治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三谷産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷産業株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 6 日

三谷産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜田 亘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永 貴雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小出 健治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三谷産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三谷産業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。